宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）に対する意見

令和　　年　　月　　日

船橋市建設局建築部宅地課　審査第一係　宛て

〒273-8501（住所省略可）千葉県船橋市湊町2-10-25

　 FAX：０４７－４３６－２７１６ ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：takuchi@city.funabashi.lg.jp

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出者 | 住　所 | 〒 | | |
| 氏　名※1 |  | 電話番号 |  |
| 電子メールアドレス |  | 勤務・通学先名※2 |  |

※1法人にあっては、名称及び代表者氏名　※2市内在住ではない方のみ

盛土規制法に基づく規制区域（案）に関し、以下のとおり意見を提出します。（別紙に記載する場合は「別紙に記載」としてください。）

|  |
| --- |
| 意見の内容 |
|  |